

高知市行政情報公開条例

第9条 実施機関は、公開請求があったときは、公開請求に係る行政情報に次の各号に掲げる情報（以下「非公開情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、公開請求者に対し当該行政情報を公開しなければならない。

3号 法人その他の団体（国，独立行政法人等，地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公開することにより、当該法人等又は当該事業を営む個人の権利，競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認めるに足りる合理的な理由があるもの。（ただし書き以下は記載省略）

6号 市の機関又は国，独立行政法人等，他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う契約，試験，人事，交渉及び争訟等並びに取締り，調査，検査及び監査等の事務又は事業（以下この号において「事務等」という。）に関する情報であって、公開することにより、当該若しくは将来同種の事務等の実施の目的が達成できなくなると認めるに足りる合理的な理由があるもの又はこれらの事務等の公正若しくは円滑な遂行に著しい支障が生ずると認めるに足りる合理的な理由があるもの。